

土木部建築工事監督要領

(目的)

第1条 この要領は、土木部が所掌する建築工事及び設備工事の請負契約履行の監督業務に関し、地方自治法、同法施行令、富山県建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）、富山県会計規則及びその他法令、規則に定めのあるもののほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 課長 工事の監督業務を指揮統括する土木部営繕課長又は建築住宅課長をいう。
- (2) 監督員 工事請負契約書に規定する監督員をいう。
- (3) 受注者等 当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (4) 設計図書 図面、特記仕様書、仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」又は「公共建築改修工事標準仕様書」の建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編で当該工事に適用されるものをいう。）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (5) 指示 監督員が受注者等に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (6) 承諾 受注者等が監督員に対し書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 協議 協議事項について、監督員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (8) 検査 施工の各段階で受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者等より提出された資料に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。
- (9) 調整 監督員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者等に対し指示することをいう。
- (10) 立会い 工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
- (11) 書面 発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

(監督員の選任)

第3条 課長は、工事毎に主務1人、副主務1人の監督員を選任するものとする。ただし、工事規模が小さい場合、技術的条件が簡易な場合等においては、副主務を選任しないことができるものとする。

2 監督員の選任にあたっては、職員の経験及び技術力と工事の種類、規模、難易度等を勘案するものとする。

(監督の技術基準)

第4条 監督員は、設計図書、その他工事に必要な法令、基準等を技術的基準として業務を行うもの

とする。

(監督業務)

第5条 監督員は、工事請負契約の適正かつ円滑な履行のために次の業務を行うものとする。

- (1) 契約の履行についての受注者等に対する指示、承諾、協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者等が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理（関連する工事の工程等の調整を含む。）、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
- (4) 工事の施工部分が設計図書に適合しない場合における改造の請求
- (5) 受注者の主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときの措置請求
- (6) 設計図書の内容が一致しない場合、誤り又は脱漏がある場合、表現が明確でない場合、施工条件が工事現場と一致しない場合等の調査
- (7) 災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めて行う臨時の措置の請求
- (8) 受注者から提出される書類の受理及び受注者への書類の交付
- (9) 設計図書の変更、工事の中止、工期の変更が必要な場合の事務処理
- (10) 完成検査、出来形検査、中間検査及び工事監察の立会い
- (11) 法令等に基づく検査等の立会い
- (12) 工事施工途中に発生した現場事故報告の事務処理
- (13) 工事成績の評定
- (14) その他課長から指示された業務

(監督の方法等)

第6条 監督員は、別に定める建築工事監督業務表の監督内容に応じて定められた監督方法等に従って業務を行うものとし、立会いのうえ検査を行う工程については、受注者等に指示し、その旨施工計画書に記載させるものとする。

- 2 監督員は、指示、協議、承諾等を行うときは、工事打合せ簿（様式第1号）により書面で行うものとする。
- 3 監督員は、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査を行ったときは、その内容を検査等記録簿（様式第2号）に記録するものとする。
- 4 監督員は、次に掲げる場合は、監督業務の実施状況を監督業務実施状況報告書（様式第3号）により課長に報告するものとする。
 - (1) 受注者等に対する必要な指示、承諾又は協議で、設計図書の変更が必要となる場合
 - (2) 詳細図等の作成及び交付又は受注者等が作成した詳細図等の承諾で、設計図書の変更が必要となる場合
 - (3) 工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査で、工事工程に

変更が生じる場合（軽易な場合を除く。）、設計図書の変更が必要となる場合及び施工部分が設計図書に適合しない場合（改造の請求をした場合を含む。）

- (4) 受注者の主任技術者又は監理技術者、専門技術者、下請負人等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがある場合
- (5) 設計図書の内容が一致しない場合、誤り又は脱漏がある場合、表現が明確でない場合、施工条件が工事現場と一致しない場合で、設計図書の変更が必要となる場合
- (6) 災害防止その他工事の施工上臨時の措置をとる必要がある場合
- (7) その他特に報告をする必要がある場合

5 監督員は、工事現場で事故が発生した場合は、受注者に現場事故報告書（「富山県土木部建設工事監督要領」様式第 69 号）により報告させるものとする。

（監督に関する図書）

第 7 条 監督員は、次の図書（受注者等から提出された図書を含む。）を整理保管して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 業務打合せ簿及びその付属書類
- (2) 検査等記録簿及びその付属書類
- (3) 監督業務実施状況報告書及びその付属書類
- (4) 監督員が作成及び交付した詳細図等又は受注者が作成した詳細図等及びその承諾に関する書類
- (5) その他監督に使用した図書

（工事監理業務を委託した場合の取り扱い）

第 8 条 工事監理業務を委託した場合は、工事監理業務の委託先の監督員が実施する監督業務と県の監督員が実施する監督業務の分担は、当該工事監理業務委託契約書に定めるところによるものとする。

（雑則）

第 9 条 この要領を適用する工事については、富山県土木部建設工事監督要領は適用しないものとする。

2 この要領に定めのない事項は、土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領に定める様式を準用するものとする。

附則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日より適用する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日より適用する。